

公益社団法人日本滑空協会  
委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）定款第 4 条の事業実施のため、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第 2 条 委員会は、理事会の承認により設置する。

2 解散する場合、委員長が会長に届け出る。

(委員会の職務)

第 3 条 各委員会は、職務分掌について理事会の承認を得る。

(委員会の権限)

第 4 条 委員会は、理事会から付託された事項について審議し、提案・答申を行うとともに、理事会の決議に基づいて分掌職務を執行する。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会には、10 名程度の委員を置く。

2 委員のうち 1 名を委員長とし、委員の互選により選任する。

3 必要に応じて、副委員長を任命することができる。

(委員の任期等)

第 6 条 委員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

(委員長の職務)

第 7 条 委員長は、所属委員会を代表する。

(委員会の招集)

第 8 条 必要に応じて、委員長が委員会を招集する。

(委員会の議事)

第 9 条 委員会は、委員の過半数が出席することで成立し、出席委員の過半数をもって決する。

2 メール上での議事を認める。

3 委員会の議長は委員長が務める。

(本会への報告)

第 10 条 委員長は、委員会の審議事項について、その審議の結果を遅滞なく本協会理事会に報告する。

(改 廃)

第 11 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。